

高槻市業務継続計画【地震対策編】令和2年3月修正 概要版

はじめに

高槻市では、大規模地震として想定されている有馬・高槻断層帯地震を想定災害として、平成28年1月に高槻市業務継続計画（BCP）【地震対策編】を策定しました。計画策定後は、所属長研修や職場研修を実施し、職員への周知を図るとともに、計画の検証等を目的とした図上訓練を実施するなど、来るべき大規模地震に備えてきました。しかしながら、平成30年6月の大阪府北部地震においては、「大規模災害時を想定したBCPであったため、大阪府北部地震のような中規模災害を想定していなかった」ことや、「計画していた非常時優先業務以外の通常業務を実施する必要があった」ことなど、計画が十分に機能しませんでした。

以上の課題を踏まえ、業務継続計画を修正するとともに、別途関連計画として新たに受援計画を策定し、大規模地震等発生時の業務継続体制の向上を図るものです。

第1章 総則

1 計画の目的

大規模地震等発生時には、市は、災害応急対策等の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続又は早期に再開すべき優先度の高い通常業務を抱えている。しかしながら、行政自身も被災し、人員や資機材等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模地震等発生時において実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時期等を定めることにより、災害直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、高槻市業務継続計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

なお、本計画の関連計画として、「高槻市受援計画」を策定している。受援計画は、想定災害を本計画と同様とし、本計画において不足人数が生じた業務の中で、特に受援の必要性が高いと判断される業務を受援対象業務とすることで、本計画との整合を図る。

2 計画の位置づけ

地域防災計画は、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めるものである一方、本計画は、地域防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模地震等発生時に本市が実施すべき業務を選定することとあわせて、被災による市の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模地震等発生時の本市の課題及び対策を検討し、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

3 計画の方針

- ① 大規模災害から市民の生命、身体及び財産を最優先で守ること
- ② 市民生活への支障を最小限にとどめるよう努めること
- ③ 全庁的な協力体制のもと、業務継続のために必要な資源を確保し、最大限有効活用すること

第2章 対象組織と動員体制

1 対象組織、2 動員体制

本計画の対象組織は、災害対策本部各対策部（G）のうち、消火・救助部を除く対策部（G）とする。なお、消火・救助部については、災害時の人員運用や指揮命令系統などにおいて独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、原則対象外とする。また、動員体制としては、地域防災計画における地震災害時の配備基準とする。

第3章 想定災害と被害想定

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できる計画とするため、以下の規模の異なる2種類の地震を想定災害とする。

【想定災害】

シナリオ1 中規模地震災害：大阪府北部地震の再来

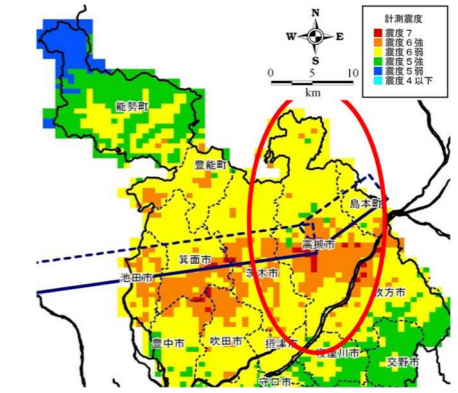
シナリオ2 大規模地震災害：有馬高槻断層帯地震

【被害設定】

| 項目 | 中規模地震※1 | 大規模地震※2 |
|---------|---------|---------|
| マグニチュード | 6.1 | 7.3~7.7 |
| 最大震度 | 6弱 | 7 |
| 死者数 | 2人 | 1,081人 |
| 負傷者数 | 40人 | 4,166人 |
| 避難所生活者数 | 613人 | 60,409人 |

※1平成30年大阪府北部地震での被害 ※2出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）

【有馬高槻断層帯地震 震度分布図】



第4章 非常時優先業務の選定

1 選定対象業務と選定基準、2 業務開始目標時期及び業務終了見込み時期の設定

「応急業務」については、地域防災計画に定める「災害応急・復旧対策」を基本として、業務開始目標時期及び必要人数の設定を行った。また、「優先度の高い通常業務」については、事務事業評価の事業単位又は事務分掌を基本として業務を選定し、それぞれの業務の開始目標時期及び終了見込み時期並びに必要な人数等の設定を行った。なお、非常時優先業務の開始目標時期は、6段階（3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内）とし、大阪府北部地震における災害対応の課題と教訓等を踏まえながら設定した。

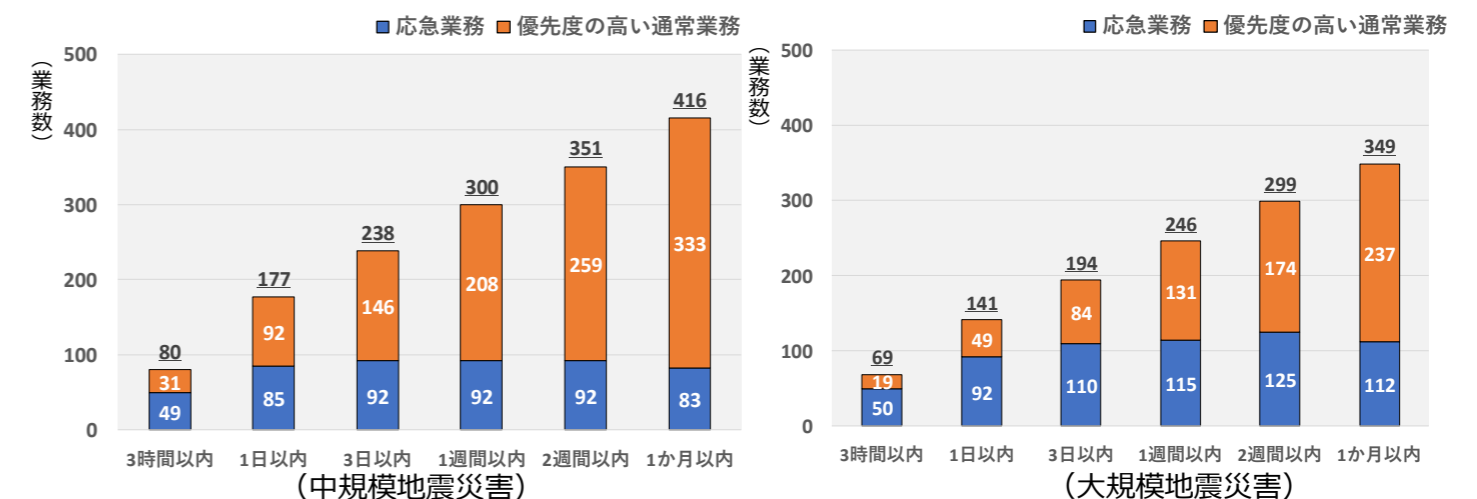
3 選定結果及び必要人数

【非常時優先業務の選定結果】

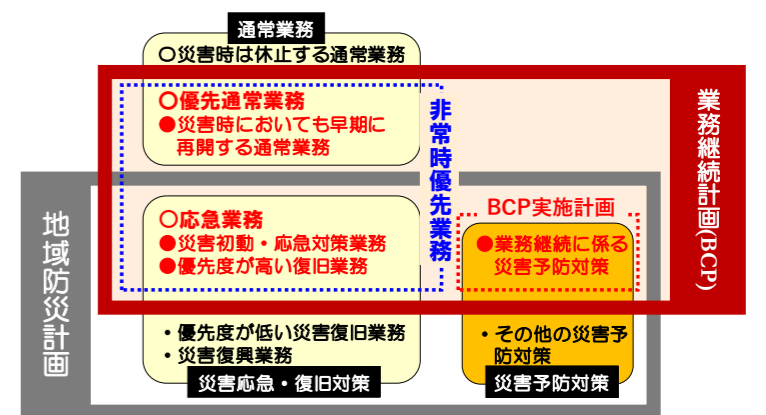
| 業務種別 | 中規模地震災害 | | | 大規模地震災害 | | |
|---------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|
| | 応急業務数 | 通常業務数 | 総数 | 応急業務数 | 通常業務数 | 総数 |
| 選定対象業務 | 142 | 649 | 791 | 142 | 649 | 791 |
| 非常時優先業務 | 115 (81.0%) | 333 (51.3%) | 448 | 134 (94.4%) | 237 (36.5%) | 371 |
| 休止業務 | 27 (19.0%) | 316 (48.7%) | 343 | 8 (5.6%) | 412 (63.5%) | 420 |

【各時間区分における非常時優先業務数】

※（ ）内の値は、各業務種別の選定対象業務数に対する割合



【非常時優先業務のイメージ】

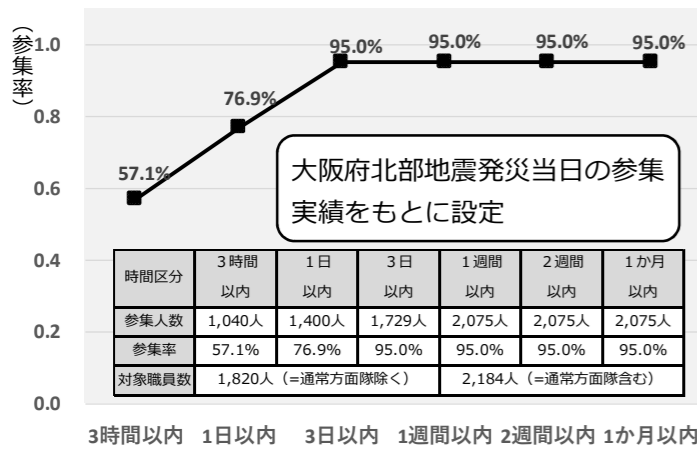


第5章 必要資源の確保

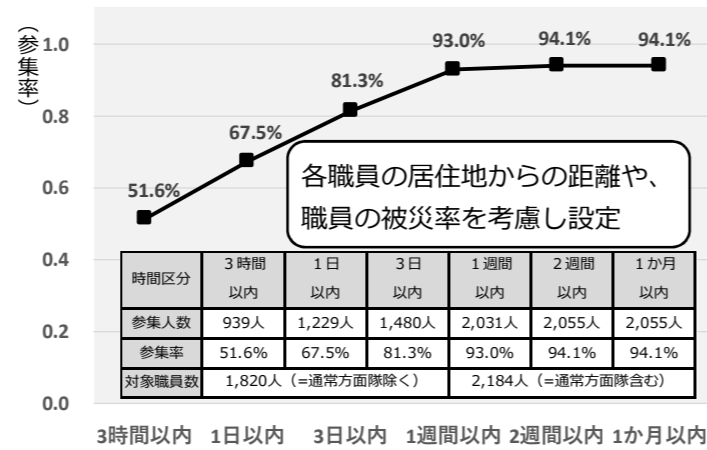
1 職員の確保

【職員参集予測の結果】

本計画が対象とする2つのシナリオそれぞれについて、勤務時間外に発災した場合の職員参集予測を実施した。



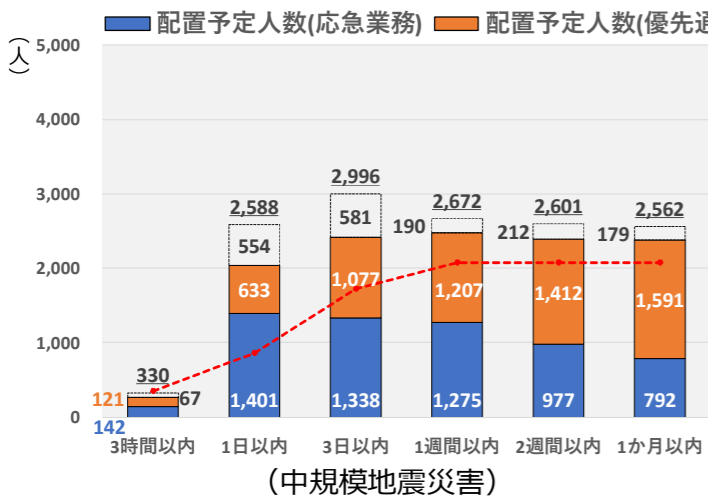
(中規模地震災害)



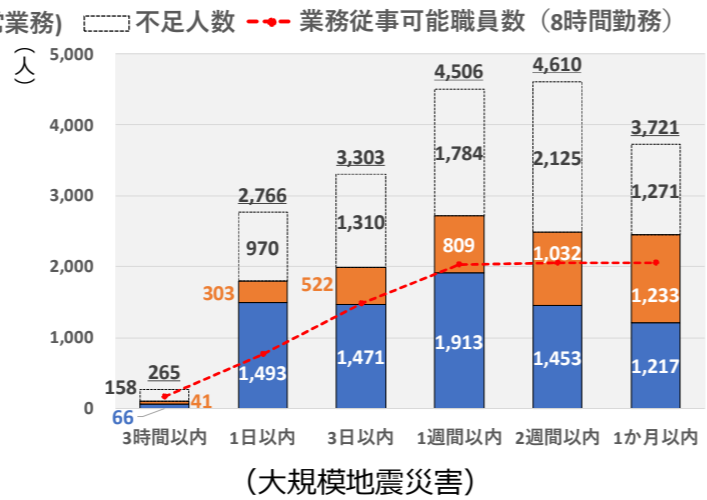
(大規模地震災害)

【非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較】

本計画が対象とする2つのシナリオそれぞれについて、非常時優先業務ごとの必要人数を踏まえて、職員参集予測から算出した業務従事可能職員数に基づき、一定の時間外勤務を考慮した配置予定人数を設定した。



(中規模地震災害)



(大規模地震災害)

※図における人数は、1日8時間勤務を前提としており、すべての時間区分で8時間業務を実施した職員を1人として算出している。

※配置予定人数には、職員に一定程度の時間外業務を考慮して設定している。

シナリオ1：中規模地震災害

- ・発災初期より必要人数が配置予定人数を上回る(職員数が不足する)。
- ・必要人数と配置予定人数の差(不足する職員数)は「3日以内」が最大となり、約600人が不足する。

シナリオ2：大規模地震災害

- ・発災初期より必要人数が配置予定人数を上回る(職員数が不足する)。
- ・必要人数と配置予定人数の差(不足する職員数)は「2週間以内」が最大となり、約2,100人が不足する。

2 庁舎等の確保

大規模地震発生時においては、庁舎等の業務の必要資源が被災により使用できなくなる状況が想定されるため、災害対策本部が設置される本館及び総合センターをはじめとする庁舎等及び受援時に執務スペース等として活用する可能性のある施設を「BCP対象施設」として選定し、各施設における資源の確保状況について整理した。

第6章 業務継続の課題と対策

1 職員の確保等に関する課題と対策

(1) 職員の確保

- ①職員の安否確認体制の確立
- ②庁内動員における職員配備体制の構築
- ③他の自治体等からの外部動員における職員配備体制の構築
- ④他の自治体等との災害時応援協定の締結の推進及び受援に係るルール等の規定
- ⑤災害が長期化した場合の避難所運営体制の構築
- ⑥災害時における部局横断的なプロジェクトチーム設置の位置付け
- ⑦災害ボランティアの受入れ体制の整備
- ⑧職員の健康管理(災害対応時のメンタルヘルスを含む)
- ⑨非常勤職員・臨時職員の活用
- ⑩保育所の早期復旧・継続に関する検討
- ⑪自主参集基準等の周知
- ⑫参集訓練の実施
- ⑬家庭での防災対策の実施

(2) 指揮命令系統の確立

- ①災害対策本部長の代理者の追加指名
- ②各対策部長の代理者の設定
- ③報道機関からの取材対応や報道機関への情報提供についての対応の強化

2 庁舎等の確保に関する課題と対策

(1) 庁舎等

- ①庁舎等の耐震改修
- ②利用可能な庁舎等の把握及び代替庁舎等への機能の移転規定
- ③庁舎の応急復旧の実施体制の確立
- ④庁舎等のエレベーター閉じ込め時の対応についての検討

(2) 電力等

- ①非常用電源の確保
- ②電力消費量抑制の徹底
- ③非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別
- ④電力設備の優先的な復旧の要請
- ⑤停電時の業務継続方法の検討
- ⑥発電機のレンタルや非常用電源の燃料供給に関する協定の締結
- ⑦電気自動車の導入

(3) 電話・通信等

- ①通信環境の優先的な復旧等の要請
- ②災害時優先電話の確保
- ③災害時優先電話の識別と有効活用
- ④大阪府防災行政無線電話の活用
- ⑤情報収集・共有体制の整備
- ⑥市民への円滑な情報提供、情報発信についての検討

(4) 防災行政無線

- ①防災行政無線の操作法の周知
- ②防災行政無線の子局・移動局の予備電源の確保

(5) 情報システム

- ①システムの設備の保守・点検業者の災害に対する協力の活用
- ②システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用
- ③庁内ネットワークの早期復旧
- ④重要システムが使用できない場合の業務継続方法の検討
- ⑤各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施

(6) 執務環境

- ①キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の実施
- ②被災による執務環境への影響を最小限に留めるための配置の検討

(7) トイレ

- ①災害用トイレの整備や確保
- ②仮設トイレ等の確保に関する協定の締結についての検討

(8) 食料・飲料水

- ①職員用の食料や飲料水等の備蓄
- ②協定に基づく食料等の要請
- ③各職員における食料や飲料水等の個人備蓄

(9) 公用車等

- ①公用車や応援者車両の駐車場の確保
- ②公用車の燃料の確保
- ③市営バスの有効活用
- ④自転車・バイクの活用

第7章 業務継続体制の向上

1 PDCAサイクルによる業務継続体制の向上、2 計画の推進体制

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、PDCAサイクルを通じて、本計画を適宜見直し・更新し、業務継続体制の向上を図る。

また、本計画の推進にあたっては、全庁的な組織である「高槻市業務継続計画(BCP)検討会議」において効果的な運用を図る。

